



学 童

学童クラブ

平成21年度入所児童を募集します

明治学童クラブ・駒寄学童クラブ・駒寄校内学童クラブでは、平成21年度入所児童を募集します。

▼対象 小学校1～3学年の児童で、**両親や祖父母が外勤などにより、放課後家にいない家庭の児童のみ**が対象となります。

※申込者の人数が定員を超えた場合は学年の低い児童や保育に欠けている度合の高い児童を優先に決定します。

▼申込方法 申込書および就労証明書を健康福祉課福祉室窓口

で配付しております。町内に祖父母がお住まいの場合は祖父母の就労証明書も必要になります。記入の上、左記まで提出してください。

▼提出先

新規入所希望児童：健康福祉課福祉室
現在入所している児童：各学童クラブ

▼申込期限 1月16日(金)

▼問合せ先

役場健康福祉課福祉室
☎ 54・3111 (内線153)

援 助

保護者の皆さんへ

小・中学生の就学援助の受付

町では、経済的な理由のため就学困難と認められる小・中学生の保護者に、学用品費や学校給食費などの一部を援助しています。(生活保護法に基づく教育扶助の受給者は除きます)

平成21年度に援助を希望する保護者は、就学援助費交付申請書に記入して、お子さんが就学または就学予定の学校へ提出し

てください。

なお、現在援助を受けている人も再度の申請が必要です。

▼申込締切 1月30日(金)

▼申請書配布・問合せ先

各小中学校または

教育委員会事務局学校教育室
☎ 54・3111 (内線594)

保 証

平成22年3月31日まで受付

原材料価格高騰対応等緊急保証制度について

原油高に加え、原材料価格の高騰や仕入価格の高騰を転嫁できいない中小企業者の資金繰りを支援するため、従来の「セーフティネット保証」のうち、5号の指定業種を185業種から698業種に拡大した「原材料価格高騰対応等緊急保証制度」が10月31日からスタートしました。

▼対象 指定業種に属し、売上高の減少が対前年同期比3%以上の減少などの要件に該当し、町長から中小企業信用保険法第2条第4項第5号の認定を受けた中小企業者

▼保証限度額 一般保証とは別枠で、無担保保証で8千万円、

普通保証で2億円まで、信用保証協会の100%保証を受けることができます。(保証限度額は既存のセーフティネット保証残高との合算になります。)

▼対象資金 経営安定に必要な事業資金

▼保証料率 一般の保証よりも低い保証料率(一律0.8%)で利用できます。

▼保証期間 最長10年と長く、据置期間もあり、資金繰りの安定が図れます。

▼取扱期間 平成22年3月31日まで

▼問合せ先 役場産業建設課産業振興室
☎ 54・3111 (内線167)

ありがとうございました
赤い羽根共同募金

平成20年度「赤い羽根共同募金」が、自治会長・地区代表(理事)・隣組(班長)のご協力で実施されました。集められた募金は、群馬県共同募金会へ送金され、社会福祉協議会や福祉団体・施設など、民間の社会福祉事業推進のために役立てられます。町民皆さまのご理解とご協力に深く感謝いたします。

戸別募金額
161万7,792円



税金
住宅を購入した人へ

還付申告説明会を開催

住宅借入金等特別控除説明会では、説明を聞きながらご自分で申告書を作成し提出していただきます。開始時間までにお越しください。

▼その他 控除を受けるための要件はお問合せください。

▼問合せ先 高崎税務署

☎ 027・322・4711

▼期日 2月2日(月)
▼時間(2回開催)

・午前10時～正午

・午後1時30分～3時30分

▼場所 役場2階 大会議室

▼内容 住宅借入金等特別控除(医療費控除は取り扱いません)

▼対象 年末調整を済ませた給与所得のみの人で、借入金により住宅を新築、または新築住宅を購入し、20年中に入居して、住宅借入金等特別控除の申告をする人



平成20年分所得税・消費税の確定申告書について

平成20年分所得税・消費税の確定申告書については、所得税・消費税の確定申告が必要と思われる人に、1月末頃

送付する予定です。

▼問合せ先 高崎税務署

☎ 027・322・4711

申告書などの作成は、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください

ご自宅からインターネットを利用して申告書などの作成が、24時間いつでもできます。国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」から、画面のガイダンスに従って金額などを入力すると、確定申告書などの作成ができます。普通紙などに印刷し、そのまま税務署へ添付書類とともに郵送などで提出することができます。ぜひご利用ください。

- 24時間いつでも所得税、消費税(個人)の確定申告書や青色申告決算書などが作成できます。
- 医療費控除の申告や住宅ローン控除の申告など、いろいろなケースに対応しています。

ステップ1 申告データの入力

ステップ2 プリントアウト

ステップ3 税務署に送付



郵送などでお早めに!

国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp>